

国立研究開発法人国立循環器病研究センターの保有
する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程

国立研究開発法人国立循環器病研究センターの保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）において個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の利用が拡大していることに鑑み、センターにおける個人情報等の取扱いに関する基本的事項及び独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 センターにおける個人情報等の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義については、それぞれ各号に定めるところによる。

一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号ロにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

二 個人識別符号 次に掲げる文字、番号、記号その他の符号をいう。

イ 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換するもの。

- (1) 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- (2) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

- (3) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- (4) 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- (5) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- (6) 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- (7) 指紋又は掌紋
- ロ 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- ハ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- ニ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- ホ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- へ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- ト 次に掲げる証明書に記載された文字、番号、記号その他の符号
 - (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
 - (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
 - (4) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
 - (5) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - (6) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
 - (7) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - (8) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
 - (9) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
 - (10) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入番号
 - (11) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - (12) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号

- (13) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (15) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (16) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (17) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (18) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (19) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- チ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- リ 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- ヌ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- ル 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

三 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）が含まれる個人情報をいう。

イ 次に掲げる心身の機能の障害があること。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、本号イ(2)に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

ロ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（本号ハにおいて「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その

- 他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- ハ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - ニ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - ホ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- 四 保有個人情報 センターの役員及び職員（派遣労働者を含む。以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役職員が組織的に利用するものとして、センターが保有しているものをいう。ただし、国立研究開発法人国立循環器病研究センター文書管理規程（平成22年規程第36号。以下「文書管理規程」という。）第2条第3項に規定する文書（以下「法人文書」という。）に記録されているものに限る。
- 五 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 六 本人 個人情報等によって識別される特定の個人
- 七 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、その個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 八 保有特定個人情報 役職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、役職員が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）に定められた業務に利用するものとして、センターが保有するものをいう。
- 九 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう
- 十 非識別加工情報 次に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じて次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあつては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報を除く。）と照合することにより、特定の

個人を識別することができないことをいう。第21条の10第1項において同じ。) ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

十一 独立行政法人等非識別加工情報 次に掲げるいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この号において同じ。)の全部又は一部(これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。))が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報をいう。

イ 第18条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

ロ センターに対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があつたとしたならば、次のいずれかを行うこととなるものであること。

(1) 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

(2) 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ハ センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第21条の10の第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

十二 独立行政法人等非識別加工情報ファイル 独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ 本号イに掲げるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

十三 独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者 独立行政法人等非識別加工情報

ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関

ロ 独立行政法人等

ハ 地方公共団体

ニ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

（総括個人情報保護管理者）

第3条 センターに総括個人情報保護管理者を置くこととし、総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報保護管理者は、センターにおける保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

3 総務部長は、前項に規定する事務のうち、研究所及び病院に関するものについては、副所長、副院長に行わせることができる。

4 総務課長は、センターにおける副総括個人情報保護管理者として総務部長を補佐する。

（個人情報保護管理者）

第4条 研究所、オープンイノベーションセンター、病院、管理部門（総務部、人事部、企画経営部、財務経理部、情報統括部等）（以下「研究所等」という。）に研究所等個人情報保護管理者を置くこととし、総務課長が指名する者をもって充てる。

2 研究所等個人情報保護管理者は、研究所等における保有個人情報の管理に関する事務をつかさどる。

3 保有個人情報を取り扱う部、課、室（以下「課等」という。）の長は、個人情報保護管理者として、各課等における保有個人情報を適切な管理を確保する任に当たるとともに、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保有個人情報保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（特定個人情報保護管理者）

第4条の2 センター特定個人情報保護管理者を置くこととし、人事課長をもって充てる。

2 特定個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者を補佐し、センターにおける保有特定個人情報を管理する。

（保護担当者）

第5条 センターに総括個人情報保護担当者を置くこととし、総務課職員をもって充てる。

2 総括個人情報保護担当者は、副総括個人情報保護管理者を補佐し、センターにおける保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

3 研究所等個人情報保護管理者は、研究所等の職員のうちから主任個人情報保護担当

者を指名し、研究所等個人情報保護管理者が処理することとされた事務を行わせることができる。

なお、主任個人情報保護担当者は、総括個人情報保護担当者を兼務することができる。

- 4 個人情報保護管理者は、当該課等の職員のうちから個人情報保護担当者を指名することができる。
- 5 個人情報保護担当者は個人情報保護管理者を補佐し、当該課における保有個人情報を管理する事務を担当する。

(事務取扱担当者)

第5条の2 特定個人情報保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を置き、その役割を指定する。

- 2 特定個人情報保護管理者は、各事務取扱担当者が行う特定個人情報等の範囲を指定する。

(監査責任者)

第6条 センターに監査責任者を置くこととし、理事長が指名する者をもって充てる。

- 2 監査責任者は、センターにおける保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(個人情報管理委員会)

第7条 総括個人情報保護管理者は、センターにおける保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を設け、定期又は随時に開催するものとする。

- 2 委員会の議長は、総括個人情報保護管理者とする。
- 3 委員会の委員は、研究所等個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者のうち総括個人情報保護管理者が必要と認める者とする。
- 4 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。
- 5 前各項に規定するほか、委員会に関し必要な事項は、総括個人情報保護管理者が別に定める。

(教育研修)

第8条 総括個人情報保護管理者、研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する役職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括個人情報保護管理者は、研究所等個人情報保護管理者、保護担当者及び特定個人情報保護管理者に対し、課室等の現場における個人情報等の適切な管理のための教

育研修を実施する。

- 3 総括個人情報保護管理者、管理部門等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 4 個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(役職員の責務)

- 第9条 役職員は、関連する法令、この規程その他の規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、副総括個人情報保護管理者、総括個人情報保護担当者、研究所等個人情報保護管理者、主任個人情報保護担当者、個人情報保護管理者、個人情報保護担当者及び事務取扱担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。
- 2 役職員は、業務として個人情報等の保有を新たに開始しようとするときは、第18条第1項第3号から第6号までに掲げる事項及び当該個人情報等の管理方法について、あらかじめ個人情報保護担当者を通じて研究所等個人情報保護管理者の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要があり、あらかじめ承認を得ることができない場合を除く。
 - 3 前項ただし書に該当する場合は、事後に特定個人情報保護管理者又は保護担当者を通じて研究所等個人情報保護管理者に届け出なければならない。
 - 4 前2項の規定は、第2項の規定により承認を得た事項を変更する場合に準用する。

(個人情報等の保有の制限等)

- 第10条 役職員は、業務として個人情報等を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 役職員は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない。
 - 3 役職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

- 第11条 役職員は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第12条 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。

2 特定個人情報保護管理者及び特定個人情報事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(正確性の確保)

第13条 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報（第21条の2第3項に規定する削除情報をいう。第18条第2項第3号の3において同じ。）に該当するものを除く。次条第1項及び第16条において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第14条 役職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の義務)

第15条 個人情報等の取扱いに従事する役職員又は役職員であった者（以下「従事者」という）は、その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。なお、採用時及び退職（国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員人事規程（平成22年規程第14号）第3条九号及び十一号を含む）時に別に定める誓約書を提出しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第16条 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を利用し、又は提供することができるものとする。ただし、保有個人情報等を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- 二 センターが法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報等を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報等を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報等を提供する場合において、保有個人情報等の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報等を利用し、かつ、当該個人情報等を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報等を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報等を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報等の利用目的以外の目的のための内部における利用を特定の役職員に限るものとする。

（保有個人情報等の提供を受ける者に対する措置要求）

第17条 研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報等の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報等について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第18条 研究所等個人情報保護管理者は、当該研究所等で保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、総括個人情報保護管理者に送付するとともに、当該各研究所等において公表しなければならない。

一 個人情報ファイルの名称

二 センターの名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。以下同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法

五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

- 六 記録情報をセンター以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 七 国立研究開発法人国立循環器病研究センターの保有する個人情報等の開示等の手続に関する規程（平成22年規程第40号。以下「開示等規程」という。）第5条第1項、第15条第1項又は第21条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 八 訂正請求又は利用停止請求に関し、他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、その旨
 - 九 第2条第5号イに係る個人情報ファイル又は同号ロに係る個人情報ファイルの別
 - 十 第2条第5号イに係る個人情報ファイルについて、次項第10号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 役職員又は役職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（センターが行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - 二 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 三 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 三の二 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
 - 三の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
 - 四 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 五 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - 六 役職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - 七 本人の数が千人に満たない個人情報ファイル
 - 八 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの
 - ロ イに掲げる者であった者
 - ハ 第1号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - 九 第1号に規定する者及び前号イからハまでに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
 - 十 第2条第5号ロに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が前項の規定による公表に係る第2条第5号イに係る個人情報ファイルの利用目的及び記

録範囲の範囲内であるもの

- 3 第1項の規定にかかわらず、研究所等個人情報保護管理者は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報ファイル（第2項各号に掲げるもの及び第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 5 個人情報ファイル簿は、センターが保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とし、第26条第2項に規定する個人情報保護窓口に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、センターのホームページに掲載して公表するものとする。
- 6 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 7 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが第2項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 8 研究所等個人情報保護管理者は、前2項の規定により個人情報ファイル簿を修正又は削除した場合、その旨を総括個人情報保護管理者に報告しなければならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第18条の2 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（保有個人情報ファイル管理簿の作成）

第19条 研究所等個人情報保護管理者は、保有個人情報を含む文書ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿を作成するものとする。

- 一 保有個人情報を含む文書ファイルの名称、当該文書ファイルを利用する事務を所掌する課室等の名称並びに当該文書ファイルの管理責任者、記録媒体の種別及び保管場所
- 二 保有個人情報の利用目的
- 三 保有個人情報の記録項目及び記録範囲
- 四 記録情報の収集方法
- 五 当該文書ファイルに関して講じている安全管理措置
- 六 記録情報をセンター以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 七 当該文書ファイルを廃棄する際の廃棄方法
- 八 その他必要と認められる事項

(開示、訂正及び利用停止)

第20条 センターに対しセンターの保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求する手続、当該手続を受けてセンターが行う手続等については、開示等規程の定めるところによる。

(安全確保上の問題への対応)

第21条 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合、その事実を知った役職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 3 第1項の事案等の報告を受けた場合、個人情報保護管理者は、第2項の規定にかかわらず、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置（外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど）については、直ちに行う（役職員に行わせることを含む。）ものとする。
- 4 第1項の報告を受けた個人情報保護管理者は、直ちに総括個人情報保護管理者及び研究所等個人情報保護管理者に報告し、その後事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、判明次第追加して報告するものとする。
- 5 総括個人情報保護管理者は、前項の報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、厚生労働省及び理事長に速やかに報告するものとする。
- 6 第1項にかかる事案が診療に関する個人情報であった場合、病院長は、所管保健所に速やかに報告するものとする。
- 7 個人情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。
- 8 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者及び研究所等個人情報保護管理者と協議の上、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じるものとする。
- 9 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省（行政管理局）に情報提供を行う。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第21条の2 役職員は、第21条の2から第21条の16までの規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下第21条の2から第21条の16までにおいて同じ。）を作成し、及び提供することができる。

- 2 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等

非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）以下第21条の2から第21条の16までにおいて同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第21条の3 総括個人情報保護管理者は、当該研究所等で保有している個人情報ファイルが第2条第11号に掲げるいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第18条第1項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは、「次の各号に掲げる事項及び第21条の3各号に掲げる事項」とする。

- 一 第21条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第21条の5第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 当該個人情報ファイルが第2条第11号ロ（2）に係る部分に限る。）に該当するときは、第21条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

（提案の募集）

第21条の4 理事長は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、センターが保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1項に掲げる事項の記載があるものに限る以下第21条の2から第21条の16までにおいて同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

- 2 理事長は、提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第21条の5 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報等を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、センターに対し、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した様式1をセンターに提出しなければならない。代理人によって提案をする場合にあつては、様式1に当該代理人の権限を証する書面を添え行うものとする。

- 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

- 二 提案に係る個人情報ファイルの名称
 - 三 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
 - 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる第21条の10第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
 - 五 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容
 - 六 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
 - 七 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
 - 八 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報に関して希望する提供の方法
- 3 前項の様式1には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式2（第21条の12第2項で準用する場合を含む。））
 - 二 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
 - 三 提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 四 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 五 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため適当と認める書類
 - 六 前各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類
- 4 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第3号から第5号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 5 役職員は、第2項の規定により提出された書面又は第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めるものとする。

(欠格事由)

第21条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 四 第21条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- 五 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- 六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第21条の7 役職員は、第21条の5第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第21条の5第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 第21条の5第2項第3号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて千人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- 三 第21条の5第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第21条の10第1項の基準に適合するものであること。
- 四 第21条の5第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- 五 第21条の5第2項第6号の期間が独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて同項第5号の事業並びに同号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
- 六 第21条の5第2項第5号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- 七 役職員が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

2 理事長は、前項の規定により審査した結果、第21条の5第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、様式3（第21条の12第2項で準用する場合を含む。）により作成した第21条の9の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類及び当該契約の締結に関する書類を添えて様式4の通知書により当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 第21条の9の規定によりセンターとの間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
- 二 納付すべき手数料の額
- 三 手数料の納付方法
- 四 手数料の納付期限
- 五 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

3 理事長は、第1項の規定により審査した結果、第21条の5第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、様式5により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条の8 個人情報ファイル簿に第21条の3第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第21条の5第1項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報に記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求と、前条第2項の規定による通知を当該法人文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、独立行政法人等情報公開法第14条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「独立行政法人等は」とあるのは、「独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。次項において同じ。）は」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第44条の5第1項の提案の年月日
- 二 法第44条の5第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第2項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第44条の5第1項の提案の年月日
- 二 法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 三 法第44条の5第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- 4 第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第1項に規定する第三者が第21条の5第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、第21条の2から第21条の16までの規定を適用する。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第21条の9 第21条の7第2項の規定による通知を受けた者は、第21条の7第2項の書類を提出することにより、センターとの間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第21条の10 役職員は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして次に掲げる基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述に置き換えることを含む。）
 - 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
 - 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること
- 2 前項の規定は、センターから独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第21条の11 総括個人情報保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個

個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第21条の3の規定により読み替えられた第20条第1項の規定の適用については、同項中「及び第21条の3各号」とあるのは、「並びに第21条の3各号及び第21条の11各号」とする。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目
- 二 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第21条の12 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、センターに対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第21条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第21条の5第2項から第5項まで、第21条の6、第21条の7及び第21条の9の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第21条の5第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、「様式1」とあるのは「様式6」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第21条の10第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同条第3項中「様式1」とあるのは「様式6」と、第21条の7第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、「様式4」とあるのは「様式7」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と、「様式5」とあるのは「様式8」と読み替えるものとする。

(手数料)

第21条の13 第21条の9（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、センターの定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 - 一 第21条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）
 - 二 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

三 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

3 センターは、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除）

第21条の14 センターは、第21条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第21条の6各号（第21条の12第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（安全確保の措置）

第21条の15 理事長は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第21条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして次の各号で定める基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
 - 二 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
 - 三 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること
- 2 前項の規定は、センターから独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第21条の16 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事するセンターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 二 前条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(第21条の5第1項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第21条の17 センターは、第21条の5第1項又は第21条の12第1項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第21条の18 役職員は、センターにおける独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(監査)

第22条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第23条 研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第24条 総括個人情報保護管理者、研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第25条 研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護管理者は、個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(個人情報等保護窓口)

第26条 研究所等に個人情報等の保護及び開示等に関する窓口として個人情報等保護窓口を設置するものとする。

2 個人情報等保護窓口は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター情報公開手続規程（平成22年規程第38号）第15条に規定する情報公開窓口が兼ねるものとする。ただし、総括個人情報保護管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(行政機関との連携)

第27条 センターは、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、厚生労働省と緊密に連携して、その保有する個人情報等の適切な管理を行う。

附 則
(施行期日)

この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第78-2号)
(施行期日)

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第102号)
(施行期日) この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第114号)
(施行期日)
第1条 この規程は、平成26年7月7日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の前に行われた研究開発基盤センター、バイオバンク及び循環器統合情報センターにおける個人情報の取扱いについては、それぞれこの規程の基づく個人情報の取扱いとみなす。

附 則 (平成26年規程第119号)
(施行期日)
この規程は、平成26年12月16日から施行する。

附 則 (平成27年規程第132号)
(施行期日)
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第135号)
(施行期日)
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第151号)
(施行期日)

この規程は、平成27年12月 1日から施行する。

附 則（平成28年規程第153号）

（施行期日）

この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。

附 則（平成29年規程第202号）

（施行期日）

この規程は、平成29年10月 1日から施行する。

附 則（平成31年規程第235号）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月2日から施行する。